

土 監 発 第 1 8 号

平成25年8月30日

土浦市長 中 川 清 殿

土浦市監査委員 林 修

同 海老原 一郎

平成24年度土浦市一般会計及び特別会計歳入歳出  
決算並びに基金運用状況の審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度土浦市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された平成24年度における基金の運用状況を示す書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成 24 年 度

土浦市一般会計及び特別会計歳入歳出  
決算並びに基金運用状況審査意見書

土 浦 市 監 査 委 員

# 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査結果及び意見	1
第5	決算の概要	5
1	総括	5
(1)	決算規模	5
(2)	決算収支	6
(3)	予算の執行状況	7
2	一般会計	8
(1)	概要	8
(2)	歳入	8
(3)	歳出	19
3	特別会計	27
(1)	公共用地先行取得事業	27
(2)	駐車場事業	27
(3)	国民健康保険	28
(4)	後期高齢者医療	29
(5)	介護保険	30
(6)	下水道事業	31
(7)	公設地方卸売市場事業	32
(8)	農業集落排水事業	32
(9)	土浦駅前北地区市街地再開発事業	33
4	実質収支に関する調書	34
5	財産に関する調書	35
6	基金運用状況調書	38
	決算審査資料	40

注1 本文中及び決算審査資料中の金額は、原則として四捨五入の方法により千円単位として端数整理した。

2 比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

3 金額及び構成比は、合計に一致するよう一部調整した。

平成24年度土浦市一般会計及び特別会計歳入歳出決算  
並びに基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

1 一般会計及び特別会計

平成24年度 土浦市一般会計歳入歳出決算

同 土浦市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

同 土浦市駐車場事業特別会計歳入歳出決算

同 土浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

同 土浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

同 土浦市介護保険特別会計歳入歳出決算

同 土浦市下水道事業特別会計歳入歳出決算

同 土浦市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

同 土浦市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

同 土浦市土浦駅前北地区市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算

2 各会計決算に関する証書類, その他政令で定める書類

3 基金運用状況調書

第2 審査の期間

平成25年6月14日から同年8月9日まで

第3 審査の方法

審査は、歳入歳出決算書及び附属書類が適法に作成され、その計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、財産管理及び基金運用は適正に行われているか等の諸点に主眼をおいて、関係諸帳簿と照合確認するとともに関係職員の説明を求め、併せて先に実施した定期監査及び例月出納検査の結果も考慮に入れて慎重に審査を行った。

第4 審査結果及び意見

(審査結果)

- 1 各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であると認められた。
- 2 予算の執行における事務処理等については、一部の軽微な事項を除き、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。
- 3 財産の管理については、適正であると認められた。
- 4 基金運用状況調書の計数は正確であり、基金は適正かつ効率的に運用されていると認められた。

## (審査意見)

我が国の経済財政運営は、安倍政権が推進する「大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆるアベノミクスの三本の矢と財政健全化を両立することを柱として、その方針が閣議決定され、すでに大胆な金融緩和による円安・株高への転換や財政出動に伴う公共投資の増加など、デフレ脱却、日本経済再生への期待が高まっている。

また7月に行われた参議院選挙の結果、衆参のねじれが解消され、与党の政策推進基盤は安定したことで、アベノミクス等を中心とした政策運営の迅速化が見込まれる。

しかしながら、これらの政策が実体経済に反映されるまでにはまだ時間を要し、さらには消費税引き上げの動向や国債の信用問題など、健全な財政運営と持続的な経済成長を目指すうえで解決しなければならない問題が山積している。

一方、本市においては、未だ景気回復の機運は感じられず、税収の低迷、生活保護費など社会保障費の負担増など、これまで同様に厳しい財政状況にある。

このような中、平成24年度の事業として、医療福祉費の助成、保育所等の耐震補強工事、市営斎場の整備、放射性物質の除染及び放射線の測定、小町の館の整備工事、道路拡幅及び新設工事、都市下水路・小規模排水路の整備工事、川口田中線・常名虫掛線等の整備工事、朝日トンネルの整備工事、公園・緑地管理事業、新治総合運動公園の整備工事、消防車両の更新、土浦小学校校舎及び屋内運動場の改築工事、新治地区公民館の建築工事、放課後児童クラブの推進事業、東日本大震災による被害住宅の修繕費用の補助、公共下水道（雨水）排水路・公共下水道（汚水）の整備工事、公設卸売市場の施設改修工事、配水管施設整備・老朽管更新工事等について実施された。

今後、庁舎の駅前移転や消防庁舎の建替えなど大規模な公共工事が控えているなか、限られた財源を有効に活用し、事務事業の不断の見直しを進めるなど、更なる財政の健全化に努められたい。

決算内容及び予算の執行状況を考察すると、一般会計と特別会計を合わせた歳入決算額は83,529,801千円、歳出決算額は81,082,400千円で前年度に比べ歳入で1.7%、歳出で2.6%減少している。

実質収支額は、一般会計において1,769,732千円、特別会計において109,877千円となっており、健全な財政運営に努められているものと認められた。

なお、次の諸点については、今後より一層の改善努力を図られたい。

### 1 財政状況について

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして経常収支比率があるが、平成24年度の経常収支比率は、前年度と比較して4.3ポイント増加の88.2%となっている。実質公債費比率については、前年度と比較して2.2ポイント減少の8.5%となっている。

経常収支比率の増加は、財政の硬直化を招くことになり、行政需要の変化に適切に対応す

ることが困難となる。市税等の減収が続いていることから、一般財源の伸びが見られない中、今後とも歳入の確保及び経常的経費（義務的経費）の削減に努め、弾力的な財政運営を図らねばならない。

また、将来の財政負担軽減のために、市債発行の抑制など、計画的に公債費の削減を図られ、一層の健全なる財政運営を望むものである。

## 2 市税等収入未済額の早期解消について

平成24年度の市税等収入未済額を見ると市税が約28億7,768万円（対前年度比12.2%減）、国保税が約30億1,876万円（対前年度比7.0%減）となっている。両税とも、滞納繰越分が著しく、累積滞納の早期解消に努められたい。

市税及び国保税の収入未済額については、休日納税相談日および納税窓口の開設、徴収嘱託員制度の導入、コンビニエンスストアでの納付制度の導入、口座振替の促進、茨城租税債権管理機構の活用、差押え不動産の公売並びにインターネット公売、市税コールセンターの設置、軽自動車税のクレジットカード納付導入など、日ごろの徴収への取り組みは認められる。これからも市民の税負担の公平性が損なわれないよう、「市税滞納一掃アクションプラン」に掲げた数値目標の達成に向け、収入未済額の早期解消を図られたい。

また、不納欠損処分については、税負担の公平性の観点から、適時かつ厳正に行われるべきものであり、納税者の実態を十分把握し、安易な不納欠損措置をすることのないよう引き続き適正な取り扱いに努められたい。

## 3 予算の執行について

予算の執行については、条例や規則等に基づいた適正な事務処理に努められているが、限られた財源の効率的活用を図り、事務事業の精査・見直しを実施し、徹底したコスト削減と費用対効果の検証を行い、適正な予算執行に努められたい。

## 4 委託請負・工事請負等の契約について

前年の実績や事業の継続性等を根拠に、漫然と特定の相手方との随意契約を継続することがないよう、また現に契約しているものについては、その必要性や目的を十分精査し、当初の見込みどおりの実績があがっているのか常に検証し、効率的で効果的な執行に努められたい。

また次年度繰越が生じる際には、適正に事務処理されるよう留意されたい。

## 5 負担金について

各種負担金については、法令等で負担が義務づけられている負担金と任意の負担金とがあるが、特に任意の負担金については、事業の目的、必要性、効果、活動状況等を十分精査・検証し、整理を図られたい。

## 6 補助金について

各種補助金については、透明性、公平性の観点から、補助対象事業の目的、公益性、必要性、効果、活動状況等を十分精査・検証され、公正で効率的な執行に努められたい。

特に補助金額を上回る繰越金が生じている団体に対する補助については、その必要性を十分精査・検証されたい。

## 7 公共施設の管理運営について

市内各公共施設の維持管理については、現在39施設を指定管理者制度に移行し、効率的で効果的な管理運営が図られているが、今後とも経費の増大を抑え、より効率的な運営に努めるとともに、建造年や市民の視点などを十分考慮し、市民ニーズに合った適切な維持管理を図られたい。

## 8 適正な事務処理について

後期高齢者医療制度の高額療養費に関する事務処理上の誤り、公共下水道使用料の徴収漏れ、介護保険料代理納付分の二重払いといった事例が見られた。

今後はチェック体制の強化、関係機関との連携を緊密にとるなど公平かつ適正な事務処理に努められたい。